

令和7～10年度 富谷市複合図書館内「スイーツステーション」管理運営等業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

令和7～10年度 富谷市複合図書館内「スイーツステーション」管理運営等業務

2. 委託業務の目的

本市では、ブルーベリーなどの特産品を活かしたスイーツを核としたまちづくりを積極的に進めており、「スイーツのまち とみや」のシティブランドを確立し、市内の一次産業の活性化、市内スイーツ店との連携強化、スイーツによる起業・創業、市内の地域コミュニティの創出、関係人口の拡大の実現、子どもたちの食育活動の推進を目指して継続的な情報発信と更なるブランド強化に向けた取り組みを推進している。

本業務は、令和8年5月にオープンを予定している図書館、児童屋内遊戯施設、スイーツステーション、成田公民館が融合した富谷市複合図書館「ユートミヤ」内に整備する「スイーツステーション」において、カフェ及びショップ、スイーツ工房（以下「カフェ等」という。）の運営を行いながら、「とみやスイーツ※」の発信拠点として、文化創造・発信・創業・交流を促進する具体的な施策を実施していくことで、「スイーツのまち とみや」の実現、ブランド強化を図ることを目的とするものである。

※「とみやスイーツ」の定義

以下の3つの要件を満たすこととする。

- ・富谷産の食材を使ったスイーツであること
- ・「スイーツのまち とみや」として、まちづくり全般への広がりへの象徴となるもの
- ・「スイーツのまち とみや」として、地域産業を活性化するもの

3. 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日（土）まで（カフェ等開業準備期間を含む。）

4. 基本コンセプト

コンセプト：スイーツの旅がはじまる、とみやのゲートウェイ

理念：スイーツの力で人々がつながる、とみやカルチャーを創造

方針：①スイーツの文化創造・発信拠点

地域共創型シティブランドとして、市民と共に「スイーツのまち」を育て、その魅力を伝える拠点

②スイーツの創業拠点

スイーツに関する商品開発・体験造成を後押しすることで、創業の機運を醸成する拠点

③スイーツの交流拠点

多様なスイーツ体験を通じて、地域コミュニティと関係人口が生まれる拠点

5. 委託業務内容

(1) スイーツステーションカフェ等運営業務

- ①「とみやスイーツ」をはじめとした飲食の提供
- ②ショップにおける「とみやスイーツ」等の販売
- ※「とみやスイーツ」等の製造はスイーツ工房を使用

(2) 「スイーツのまち とみや」ブランド構築業務

- ①市内スイーツ店、市内生産者、その他関係機関との連携業務
- ②スイーツ工房等を利用したスイーツ教室、ワークショップ等の開催
- ③「とみやスイーツ」認知拡大・ファン獲得のための情報発信
- ④地域コミュニティの醸成及び関係人口創出につながる体験の造成

(3) 各機能の目的・運用

	目的	運用
カフェ	「とみやスイーツ」の ファンの獲得	・スイーツ工房で製造した「とみやスイーツ」やドリンクのイートイン提供 ・イベント開催時にはイベントスペースとしても活用
ショップ		・スイーツ工房で製造した「とみやスイーツ」や市特産品（はちみつ等）の販売 ・イベント開催時には、市内スイーツ店や富谷塾等と連携してスイーツを販売
スイーツ工房	「とみやスイーツ」の 研究開発 「とみやスイーツ」の コミュニティの醸成	・カフェとショップで提供する「とみやスイーツ」の製造 ・「とみやスイーツ」の商品開発、子どもたちの未来を育む体験造成に係る取り組み時には、ラボスペースとして活用
情報発信	「とみやスイーツ」の 認知拡大	・メディア運営、SNSマーケティング スイーツステーションでの取り組みをアーカイブしていきながら、富谷の地場産品から生産者のストーリー、イベントまで、「とみやスイーツ」の魅力を地域内外に伝えていく。

6. 委託条件

(1) 契約方法

富谷市と運営事業者において、スイーツステーション管理運営等に関する委託契約（以下「委託契約」という。）を締結の上、スイーツステーションの管理・運営を行うものとする。

(2) 運営委託料等

①スイーツステーションカフェ等運營業務

- ・運営委託料の支払いは行わない。
- ・運営収支は全て運営事業者に帰属し、運営収支の責任は運営事業者が負うものとする。
- ・施設使用料については全額免除とする。

②「スイーツのまち とみや」ブランド構築支援業務

上限 17,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

(3) 支払条件

下記の金額を上限に委託金額を支払う。

令和7年度の支払金額：2,000,000円

令和8年度の支払金額：5,000,000円

令和9年度の支払金額：5,000,000円

令和10年度の支払金額：5,000,000円

※支払方法に関しては部分払いを可とする。

7. 施設の運営

(1) 運営実施場所

- ①設置場所 富谷市複合図書館「ユートミヤ」
- ②所在地 宮城県富谷市成田一丁目1番地1
- ③面積 カフェ 17.215㎡ 工房・ショップ 59.611㎡
- ④席数 26席程度（カフェスペースの他、制限付きで飲食可能エリアあり。）
- ⑤開館予定 令和8年5月頃（工事状況等により変動の場合あり）
- ⑥熱源 電気
- ⑦平面図 別紙
- ⑧目標来館者数 75,000人／年（カフェ・ショップ合計）

(2) カフェ等運営に関する条件等

①営業日及び営業時間

複合図書館の開館日時の範囲内で、事業者の提案に基づき市と協議のうえ決定する。

図書館開館日時：年末年始を除く、毎日9時～21時

②営業開始時期

複合図書館の開館日に合わせることを。

(3) 提供メニュー及び価格等

- ①スイーツメニューの一部に富谷市産の生産物を活用した「とみやスイーツ」を提供すること。
- ②取扱品目及び単価については市と協議のうえ決定すること。
- ③利用者のニーズに合った品揃えで、かつ利用しやすい価格設定を行うこと。
- ④子ども向けメニューを充実させるほか、食育活動に資するメニューを提供すること。
- ⑤提供メニューは喫茶・軽食の範囲を逸脱しないものとする。
- ⑥市で推進するゼロカーボンシティの観点から、再利用可能な食器類の積極的な使用など、廃棄物の発生を極力抑制すること。
- ⑦テイクアウトできるメニューを設けること。その際の飲み物等は蓋付きで提供すること。
(カフェスペース以外でも飲食可能エリア(飲み物は蓋付きに限る)を設ける方向で検討しており、カフェスペースで提供する飲食物はスペース外への持ち出し不可、スペース内への飲食物の持ち込みは不可とすることを想定している。)
- ⑧カフェ等以外の館内施設に影響を与えるような、調理時や料理そのものの匂いが強いメニューは原則不可とする。
- ⑨ショップで販売する商品及び販売方法については、市と協議のうえ決定すること。
- ⑩図書館イベントと連動した期間限定メニューの提供や児童屋内遊戯施設を利用する親子、子どもを意識したメニュー開発など、複合図書館事業との連携・協力を努めること。

(4) 営業に関する遵守事項

- ①食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者の責任において行うこと。
- ②運営事業者は、食品衛生法および関係法令等を順守し、カフェ等における衛生管理に十分注意を払い、食品衛生上の問題等が発生した場合は、直ちに市に報告のうえ、すべて運営事業者の責任と負担において対処すること。
- ③利用区域内の適正管理・環境美化に努め、利用区域内のゴミ回収は運営事業者が行うこと。また、廃棄物は、あらかじめ市と協議のうえ、運営事業者の責任及び負担により処理すること。

(5) 勤務体制

営業時間中は業務を円滑に遂行できる適切な人員を配置すること。

(6) 営業状況の報告

運営事業者は、毎月の売上高とカフェ・ショップ利用者を集計し、定期的に市へ報告すること。また、カフェ・ショップ利用者からの苦情や事故が発生した場合は、運営事業者が対応したうえで、重要なものについては速やかに市へ報告すること。

(7) カフェ等運営にかかる設備等の設置及び工事等

カフェ等の厨房設備、カウンターやテーブル、椅子等の主要備品は市で用意する。また、カフェスペースのレイアウトや厨房機器(市支給品)については、運営事業者と協議の上、決定するもの

とする。運営事業者は、別表「カフェ等経費負担区分表」のうち、運営事業者負担分の設備と記すものを設置、費用負担、これに伴う工事管理を行うこと。設置及び工事に際しては、市へ密な連絡を行うこと。店名サイン等を設置する場合は、市と協議の上、館内サインとの整合性を保つこと。店名サイン等の設置費用及び使用期間経過後の原状復旧費用は、運営事業者が負担するものとする。なお、厨房機器等については現時点で予定しているものであり、今後変更する場合がある。

(8) 運営に係る事業者の経費の負担

経費の負担区分については、別表「カフェ等経費負担区分表」のとおりとする。運営事業者が負担する経費のうち、市へ納入する経費については、市が発行する納入通知書により、その指定する期日までに納入しなければならない。

(9) 使用上の制限

- ①運営事業者は、使用施設を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
- ②運営事業者は、使用施設を飲食業の営業以外の用途に供してはならない。
- ③上記①の規定による維持管理のため通常必要とする修繕費その他の経費以外は運営事業者の負担とする。
- ④運営事業者は、使用施設に関する権利の全部または一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、または営業を委託し、もしくは名義貸し等を行うことはできない。

(10) 原状回復

運営事業者は、委託契約期間が終了したとき、運営事業者の都合により営業を終了するときまたは委託契約が取り消された場合には市が指定する期日までに、使用施設を自己の負担で原状に回復しなければならない。ただし、市が特に承認した時は、この限りではない。

なお、運営事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを運営事業者に請求することができる。この場合において、運営事業者は、何ら異議を申し立てることができない。

(11) 損害賠償

運営事業者が使用施設の使用にあたり、市または第三者に損害を与えたときは、すべて運営事業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。

また、運営事業者がその責めに帰する理由により、使用施設の全部または一部を滅失または損傷したときは、当該滅失または損傷による損害額を市に支払わなければならない。ただし、運営事業者が自己の費用で使用施設を原状に回復した場合は、この限りではない。

(12) 営業の終了

原則、委託期間内の解約は認めないが、万が一、運営事業者の都合により、カフェ等の運営を終了するときは、委託契約期間満了の6カ月前までに市に申し出ることとする。

(13) その他

(7)～(12)に記載の内容については、運営事業者の決定後、別途協議をした上で契約その他協定書等により変更できるものとする。

8. 「スイーツのまち とみや」ブランド構築支援業務

(1) 業務内容詳細

【令和7年度】

① スイーツステーションオープンに向けた情報発信

- ・専用 HP 構築、各種広報物等作成により、市内外にスイーツステーションを周知すること。
- ※ロゴマークに関しては、既存の「とみや スイーツ」ロゴを使用すること。

【令和8年度～令和10年度】

① 市内スイーツ店、市内生産者、その他関係機関との連携

- ・地元スイーツ店と連携した交流事業を企画運営すること。「とみやスイーツフェア」に代わるものとし、類似のイベントも可とする。
- ・カフェ、ショップにおいて市内スイーツ店商品の委託販売を行うこと。
- ・ショップにおいて起業創業支援として富谷塾等と連携を図り商品販売を行うこと。
- ・運営事業者が中心となり関係機関との連絡、調整を図ること。

② スイーツ工房等を利用したスイーツ教室、ワークショップ等の開催

- ・スイーツ工房や公民館調理室等を利用したスイーツ教室、ワークショップ等を開催すること。
- ・子どもにやさしいまちづくり実践自治体として、子どもたちが「とみやスイーツ」を通して富谷を学び・親しみ、愛着を持てる交流事業等を企画・提案すること。

③ 「とみやスイーツ」認知拡大・ファン獲得のための情報発信

- ・各種メディアを通じてスイーツステーションでの取り組みを発信し、富谷市の地場産品、生産者、市内スイーツ店、イベントを含む「とみやスイーツ」の魅力を市内外に発信すること。

④ 地域コミュニティの醸成及び関係人口創出につながる体験の造成

- ・上記①～③を通じて、「とみやスイーツ」を通じた新たなコミュニティを形成できる取り組みを提案すること。
- ・図書館や児童屋内遊戯施設との連携により相乗効果が期待できる取り組みを提案すること。

(2) 業務実施にあたっての留意事項

- ①業務の進捗状況は、富谷市に随時報告し、協議しながら業務を進めること。また、業務完了時には実施結果についてとりまとめ報告すること。
- ②イベント開催時には、図書館や児童屋内遊戯施設と十分調整を行うこと。
- ③イベント等の開催回数は運営事業者の提案によるものとする。
- ④専用ウェブサイトを構築する際は、市と協議するものとし、サーバーやデータの引継ぎについて十分留意すること。

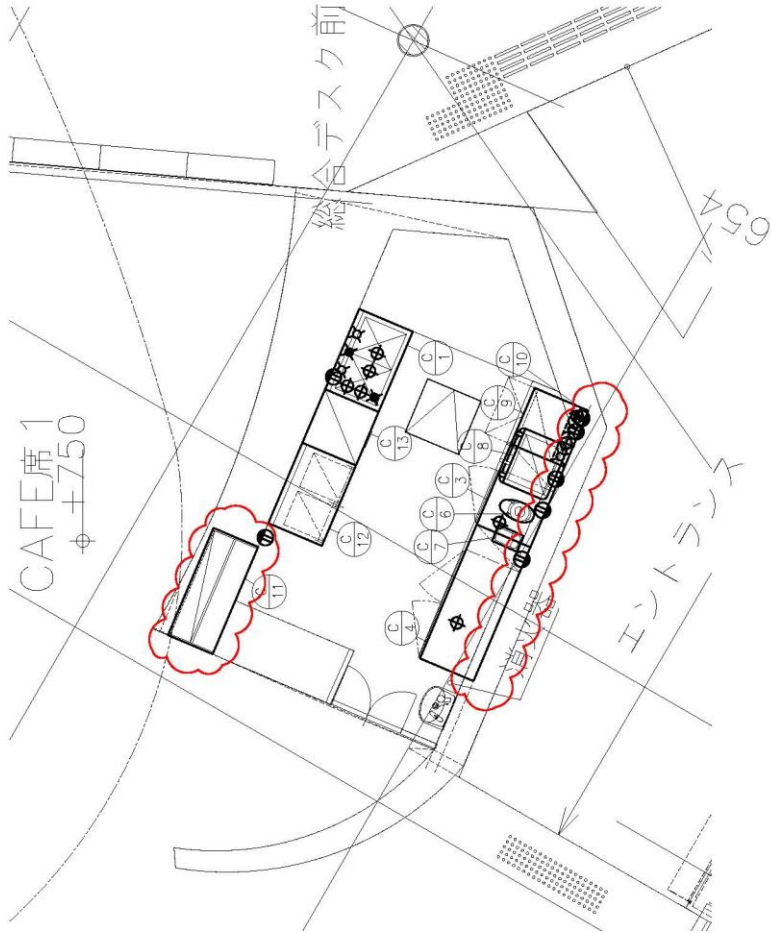
9. その他

- (1) 運営事業者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 運営事業者は、本業務を遂行する業務計画、担当者等業務体制について、市に予め知らせるものとする。
- (3) 業務の遂行にあたっては市担当者と定期的な打ち合わせを行うものとする。そのために随時連絡、調整を行うことができる体制をとることとし、市の指示があった場合には、その内容に従うこと。
- (4) やむを得ず提案書記載の内容に変更が生じる場合は事前に市と協議し、了承を得ること。
- (5) 運営事業者は、運営事業者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (6) 運営事業者は、委託業務完了の際、委託期間内に市へ業務完了報告書を提出するものとする。
- (7) 本業務において著作権等が発生した場合の権限は、市に帰属するものとする。
- (8) 本仕様書に関し疑義が生じた場合は、双方が協議してこれを解決するものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、市の指示に従うものとする。

別表 【カフェ等経費負担区分表】

No.	項 目	備 考	負担区分	
			市	轄
1	光熱水費	カフェ運営に必要な電気、ガス、上下水道 使用料		○
2	空調設置費	カフェコーナーの空調設置費	○	
3	カフェ等の設備・機器類購入費	市で用意するもの	○	
		市で用意するもの以外		○
4	カフェ等の内装飾費	市が用意する以外のものを事業者が必要 とする場合、市との協議を要する	○	
5	カフェ等の什器購入費及び補充費	書架、椅子、テーブル等	○	
6	カフェ等の調理備品購入費及び補充費	ジューサー、やかん、なべ等		○
7	食器購入費及び補充費			○
8	工房の改装・補修・維持費	原則として市負担	○	
		事業者に瑕疵がある場合や改良のための 修繕をする場合等		○
9	カフェ・ショップの定期清掃費	床、壁、窓等の定期清掃費	○	
10	カフェ・ショップの清掃保持・衛生管理	毎日使う椅子、テーブル、カウンター、床 等の清掃費		○
11	工房内定期清掃費	グリストラップ、ダクト等の定期清掃費		○
12	工房内日常清掃・清掃保持・衛生管理費	毎日使う機器や床、壁等の清掃費		○
13	防虫・防鼠費			○
14	精算システムの購入費・維持管理費	レジ・券売機など		○
15	業務用電話設置費	市との協議を要する		○
16	外線使用料			○
17	内線電話設置	必要に応じて設置	○	
18	廃棄物処理費			○
19	施設、設備および物件にかかる公租公課	固定資産税等の公租公課および保険料等	○	
20	カフェ等の運営に係る保険料	カフェの運営上で発生した食中毒や火災 等に対応するための保険料等		○
21	その他諸経費	消耗品費、広告宣伝費、従業員に関する費 用等		○

CAFE厨房

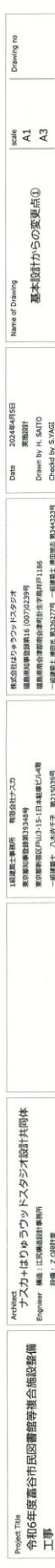


：建築展開図確認要す

No.	品名	MODEL	寸法(mm)		配管口径(A)		ガス 消費量 (Nm ³ /h)	電気 消費量 (kWh/月)	電気 消費量 (kWh/台)	冷排水 (L/h)	排水 (L/h)	備
			開口	奥行	高さ	給水	排水	消費量 (Nm ³ /h)	消費量 (kWh/月)	消費量 (kWh/台)	消費量 (L/h)	
1	二層シンク	FSW0960	900	600	850	1	1542	15	500			3815-0031
2	穴番											
3	冷凍コールドテーブル	FRFD0960KB	900	600	850	1	50					外置15L、ライン排水
4	コープターナル(セパレート)	FRT1560KBIP	1500	600	850	1	50					縦置、セパレート
5	穴番											
6	エスプレッソミル/豆挽品	ENEA(OD)	195	370	510	1						
7	ノックボックス/交換品		179	278	140	1						
8	エスプレッソミル/豆挽品	M26-D720PT(TS)	604	547	558	1	15					(エフ・エム・アイ)
9	アイスメーカー	FIC-45KTX	630	450	800	1	15					排水管付
10	アイスメーカー用甲板		630	600	40	1						排水量:24kg
11	洋菓子ショーケース	OKU-SK-1200B	1200	500	995	1						
12	引出し付台下戸棚		900	600	850	1						
13	アンダーカウンター洗浄機	DW-UD44U	600	600	850	1	15					排水管付

※ 注意：この設計図書は厨房室の下地材料及仕上材を特定不燃材料と見なして設計してあります。

■2階平面図 (1/300)



令和7～10年度 富谷市複合図書館内「スイーツステーション」 管理運営等業務に係る企画提案（プロポーザル）実施要領

1 趣旨

本市では、ブルーベリーなどの特産品を活かしたスイーツを核としたまちづくりを積極的に進めており、「スイーツのまち とみや」のシティブランドを確立し、市内の一次産業の活性化、市内スイーツ店との連携強化、スイーツによる起業・創業、市内の地域コミュニティの創出、関係人口の拡大、子どもたちの食育活動の推進の実現を目指して継続的な情報発信と更なるブランド強化に向けた取り組みを推進している。

本業務は、令和8年5月にオープンを予定している富谷市複合図書館「ユートミヤ」内に整備する「スイーツステーション」において、カフェ及びショップ、スイーツ工房（以下「カフェ等」という。）の運営を行いながら、「とみやスイーツ※」の発信拠点として、文化創造・発信・創業・交流を促進する具体的な施策を実施していくことで、「スイーツのまち とみや」の実現、ブランド強化を図ることを目的とするものである。

※「とみやスイーツ」の定義

以下の3つの要件を満たすこととする。

- ・富谷産の食材を使ったスイーツであること
- ・「スイーツのまち とみや」として、まちづくり全般への広がりの特徴となるもの
- ・「スイーツのまち とみや」として、地域産業を活性化するもの

2 委託業者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル

3 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、単体企業又は共同企業体によるものとし、以下に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体より指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 富谷市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等に該当しない者であること。
- (4) 国税（法人税及び消費税）、都道府県税（法人都道府県民税及び地方消費税）、市町村税（法人市町民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がないこと。

4 業務実施上の条件

各業務分野について、業務の一部を再委託することができる。再委託先は、応募資格の(1)、(2)、(3)、(4)を満たしていること。

5 業務の概要

(1) 業務名

令和7～10年度 富谷市複合図書館内「スイーツステーション」管理運営等業務

(2) 業務内容

別紙 令和7～10年度 富谷市複合図書館内「スイーツステーション」管理運営等業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和11年3月31日（土）まで

※履行期限には、業務完了報告・履行完了検査を含むものとする。

(4) 委託料の上限

17,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

内訳：令和7年度 2,000,000円

令和8～10年度 5,000,000円／年

6 応募方法等

(1) 提出する企画提案書の規格は、A4版様式任意（両面）とする。

(2) 企画提案書は、提出を求められていない資料を添付するなど、過大なものにならないように留意すること。

(3) 提出書類は、「別紙仕様書」を踏まえた上で以下のとおりとする。

①企画提案書届出書（A4版様式任意：1枚）

②会社概要書（A4版様式任意：1枚）

- ・会社名 ・本社所在地 ・宮城県内の事業所所在地（ある場合のみ）
- ・設立年月日 ・資本金 ・従業員数 ・事業内容
- ・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）

③業務実績書（A4版様式任意：2枚）

※令和2年度以降、令和7年3月31日までに完了した、本業務と同種又は類似業務の契約受注実績、直近5件まで記載。

※次の事項は、必ず記載のこと

- ・発注者 ・契約期間 ・業務名称 ・業務内容 ・契約金額

④本事業における実施体制調書（A4版様式任意：4枚以内）

※次の事項は、必ず記載のこと

- ・管理責任者の所属、氏名、年齢、実務経験年数・資格、担当業務内容、主な実績（業務担当時の役職も記載）、（同種又は類似業務も含む）、現在の手持ち契約内容と件数
- ・担当者の所属、氏名、年齢、実務経験年数・資格、担当業務内容、主な業務実績（同種又は類似業務も含む）

⑤本業務の企画提案書（A4版様式任意）

審査基準は別紙2に基づくが、企画提案にあたっては、以下の内容についてできるだけ具体的に記載すること。

- ・提案の企画コンセプト、事業展開案など
- ・提案にあたり工夫した点やアピールしたい事項

- ・業務全体スケジュール、カフェ等の収支計画
- ・その他、事業効果を高めるための効果的な工夫及び独自の提案
- ⑥見積書（A4版様式任意）
 - ・仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定すること。
 - ・業務毎に内訳を記載すること。
- ⑦同種又は類似業務の請負実績がわかる成果品
- ⑧環境への配慮、障害者雇用等の取り組みがわかる資料

7 企画提案選定スケジュール

詳細は、「別紙1 スケジュール」のとおり

（1）質問書提出方法等

様式「現場説明事項に対する質問回答書」により、FAXにて提出願います。

- ① 期 間 ： 令和7年6月24日（火）から6月30日（月）まで
- ② 回 答 ： 令和7年7月 3日（木）、HPにて掲載

（2）参加表明書の提出期限等

- ① 期 間 ： 令和7年7月 8日（火）まで
- ② 提出方法：持参（土・日・祝日及び時間外は不可）、又は郵送とする。
- ③ 提出先 ： 〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田30番地
富谷市役所 企画部 財政課 TEL：022-358-0619

（3）企画提案書等の提出期限等

- ① 日 時 ： 令和7年7月23日（水）午後3時まで（必着）
- ② 提出部数：提出書類（6.（3）記載の①～⑧）各12部
- ③ 提出方法：持参（土・日・祝日及び時間外は不可）、又は郵送とする。
- ④ 提出先 ： 〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田30番地
富谷市役所 経済産業部 産業観光課
TEL：022-358-0524

（4）一次審査（書類）

提出された企画提案書等について、書類審査を行う。ただし、参加表明書提出業者が6者未満の場合、書類審査を省略する場合があります。

- ① 期 日 ： 令和7年7月25日（金）

（5）一次審査結果通知

審査結果については、メールまたはFAX等にて通知する。

- ① 期 日 ： 令和7年7月25日（金）

(6) 二次審査(プレゼンテーション)

① 日程

令和7年7月31日(木)※予定

② 実施場所

富谷市役所 3階会議室

③ 審査項目及び審査基準

「別紙2のとおり」

④ 審査方法

審査委員7名以内が審査項目に沿って審査を行い、1位の占有率にて競う。1位の占有率が最も高い提案者が本業務の優先交渉権者となる。

⑤ 出席者

出席者は、3名以内とする。(PC操作者を含む)

⑥ 時間

一提案者あたり30分以内とする。
(準備5分、説明15分、質疑10分)

⑦ その他

- ・プレゼンテーションは非公開で実施する。ただし、事務局職員については例外とする。
- ・パソコン(パワーポイント等のソフト入り)を用いて説明することを可とする。
- ・説明は提案書に記載した内容に限り、追加の説明資料等は認めない。

8 プロポーザルの辞退

参加資格を有する者が、本プロポーザルを辞退する場合は、プレゼンテーションの前日までに、事務局へ辞退届(任意様式)を提出すること。

なお、本プロポーザルを辞退したものは、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

9 契約予定者の選定

各審査員は、合計点数の高い順に1位から順位を決定する。

全審査員の審査結果において、1位の占有率が最も高い提案者が本業務の優先交渉権者となる。1位の占有率が同じ者が2者以上の場合は、審査員の協議により決定する。

なお、全審査員の平均得点(環境への配慮、障害者雇用を除く)が60点に満たない場合は、要求水準を満たしていないとして、優先交渉権者として選定しない。

市は優先交渉権者と本業務の契約交渉を行うものとするが、契約が成立しない場合には、2番目に1位占有率が高い提案者と契約交渉ができるものとする。

1 0 二次審査結果通知

令和7年8月 4日（月）に市ホームページで公表するとともに、各提案者には文書にて通知する。

ただし、審査結果については、質問や異議の申し立ては受け付けない。

1 1 審査結果の公表

審査結果は、事業予定者の名称のみ富谷市ホームページで公表する。

応募提出書類は、原則非公開とする。

1 2 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合（審査後の判明も含む）
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (6) その他、審査を行うにあたって、市が無効であると判断したとき

1 3 提案の著作権に関する事項

提案の著作権は、提案者に帰属するものとする。

1 4 注意事項・その他

- (1) 本件に関する一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、原則非公開とするが、契約締結となった企画提案書等は、富谷市情報公開条例に基づき公開するものとします。
- (4) 本提案見積額は、提案内容評価の参考とするものであり、別途、委託契約締結に向けた調整を行うものとする。
- (5) 本企画提案実施要領に定めのないものについては、随時協議し決定する。

1 5 担当課（事務局）

〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田30番地

富谷市 経済産業部 産業観光課

電話：022-358-0524

FAX：022-358-2359

別紙１ スケジュール

手続き等	期間・期日・期限	場 所
公告	【期日】 令和７年６月２４日（火）	市公式ホームページ公告
質問の受付 （FAXによる受付）	【期間】 令和７年６月２４日（火）から 令和７年６月３０日（月）まで	富谷市富谷坂松田３０番地 富谷市役所 経済産業部 産業観光課 FAX：022-358-2359
回答書の送付	【期日】 令和７年７月 ３日（木）	H Pに掲載
参加表明書提出期限	【期限】 令和７年７月 ８日（火） 郵送の場合は同日到着分まで受付	富谷市富谷坂松田３０番地 富谷市役所 ２階 企画部財政課
業者登録証発送	【期日】 令和７年７月１４日（月）発送	不適格の場合のみ、事前に電話連絡します
企画提案書等の提出 （提出部数１２部）	【期限】 令和７年７月２３日（水） 午後３時まで	郵送又は持参 富谷市富谷坂松田３０番地 富谷市役所 経済産業部 産業観光課
一次審査 ※企画提案書等の書類審査（６者以上の場合のみ）	【期日】 令和７年７月２５日（金）	富谷市富谷坂松田３０番地 富谷市役所 経済産業部 産業観光課
一次審査結果通知	【期日】 令和７年７月２５日（金）	メール、FAX等による通知
二次審査 ※提案審査会（プレゼン）予定日	【期日】 令和７年７月３１日（木）	富谷市富谷坂松田３０番地 富谷市役所 ３階会議室
二次審査結果通知 予定日	【期日】 令和７年８月 ４日（月）	郵送及びH P掲載

（注）上記の期間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する国民の祝日を除く、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）とする。
その他、「７ 企画提案選定スケジュール」を熟読のこと。

別紙2 審査項目及び審査基準

審査項目		全体に占める割合	審査基準
1 企画提案書に対する評価 (75/110)	全体方針	10	取組方針・将来展望の妥当性 事業目的及び仕様に沿った内容で、かつ、本事業の取組方針が当市のイメージする方向性と一致しているか。また、将来展望を的確に描いた内容となっているか。
	(1) スイーツステーションカフェ等運営業務	15	運営能力 飲食店の経営ノウハウを持ち、安定して店舗を運営する能力があるか。
		15	商品企画 地域に資する活動や図書館事業への協力意識・柔軟性を持ち「とみやスイーツ」をはじめとする魅力的な商品の開発・提供に期待できるか。
		20	地域特性の活用・提案内容の充実性・マネジメントスキル 生産者やスイーツ店、消費者等、地域をつなぐ力を持つ「とみやスイーツ」の魅力をより多くの方に知ってもらうとともに地域産業の特徴、周辺環境等の地域特性を的確に把握し、その特性を十分に引き出す提案がなされているかどうか。
	(2) 「スイーツのまちとみや」ブランド構築業務	15	提案内容の独創性・実現性 事業効果を高めるための効果的な工夫及び独自の提案がされているか。また、今後の展開・発展などを踏まえた内容で、実現性がある提案がされているか。
2 業務実施体制 (15/110)		10	管理責任者、担当者 事業を的確に遂行する人材の配置が期待できるか。また、事業を実施する上で適切な経営基盤を有しているか。
		5	地域体制 現地に支店、営業所等を有する等、迅速な対応が可能な体制が整備されているか。
3 業務履歴 (5/110)		5	同種又は類似業務の実績を踏まえ、経験や知見が豊富で確かな成果を上げているか。
4 金額 (5/110)		5	経費が適切に積算されているか。 ※想定金額を超えるものについては、審査対象外(失格)とする。
5 環境配慮 (5/110)		5	地球環境や近隣環境への配慮がなされているか。
6 障害者雇用 (5/110)		5	障害者雇用等の配慮がなされているか。